## 他の筋肉勞働者に比べて
# 收入が非常に尠い
### 聽かれなければ二途ある許り
### 石工職の共勵會員は語る

賃銀か組織か――賃銀三割値上の要求から昨廿七日午前十時頃市内野崎町威命院に集合親方側の回答に就する對策を協議しつゝある石工職の共勵會員は語る

「廣島市に居る石工職は、帳場で何とか四はず悉く集まつて共勵會を形成つて居る。たゞ共勵會は廣島石工職の全身なのだ、扨今回私共共勵會が賃銀三割の値上を要求したのは次の理由に依る。私共の仕事は、御承知の如く各勞働者中でも最も過勞に瀕される筋肉勞働で忽ち身體に身體のよい者でも一ヶ月中四五日は休養しないと忽ち身體を壞して了ふ。たゞ現在の賃銀が一日二圓九十錢で他の職人と非常な差を示して居なくとも、實際は勞働する日數が少いから收入の上では他の勞働者と可成りな懸隔を示して居る。で今回私共は正直に自分達の生活狀態を換算して三割增の値上要求をしたのである、しかし、昨廿七日一文の値上もしない――との回答を受けたから目下其善後策を協議中なのであるが、親方の許で働いて居ては、結局、利益を壟斷されるを防ぐ譯には行かないのだから、各人が相當な金を出し合つて、我々のみの株式組織石工廠を營まうとの議が目下一番優勢だ。だから今明日中に共勵會の方針も確立し得ると思ふが、この道、親方の手を離れるか、でなければ同盟罷業を始めるかでむざ〳〵親方の足許へ跪伏して了ふことはあるまいと思はれる云々」

## 本社に押掛け
# 手當支給を迫る
### 名古屋電鐵の從業員

名古屋電鐵會社では例年春季には乘客輻湊するより乘務員に對し三圓宛の手當金を支給して來たが本年度は之を廢止のことゝなつたと聞いた從業員は

**大いに憤り**

二十八日午前六時頃押切線那古野町車庫詰乘務員全部及び築町線公園の一部代表者五十餘名は本社に押掛け手當金の支拂ひを要求したので會社側は驚き早速協議の上回答すると慰撫して引取らしめ目下重役參集して協議中であるが右の爲押切線は約一時間

**不通となり**

折柄名古屋別院遠忌の參拜者出盛る折柄として非常の混雜を極めた從業員側の要求は本年は花時の外御遠忌の爲め乘客輻湊したから手當金五圓宛を支給せよと云ふのである（名古屋電話）

## 今度は社員馘首
### 五日職工大會を開き
### 解職手當の增額を協議

淺野造船が製板工百卅名を殘して他の職工を全部解雇した事は既報したが尙ほ同社では殘務整理の終了次第七十餘名の社員を解職する事に廿九日午後の重役會で決定したが既に解雇された千七百の職工中其六分は同日夫々歸省したが殘つた者は廿八日夜を徹して隨處に三々五々集會して交友會積立金の分配及び解職手當の增額運動方法等に就き種々協議したが纏らず來月五日の給料支拂日に改めて職工大會を開き會社に迫ると云つてる

## 協調會が世話を燒く
### 當分は平穩か淺野造船職工
### 來月五日が警戒時

淺野造船の解雇職工は二十八日夜十四五人宛各所に屯して隨所に協議會を開いたが結局纏らず鶴見分署は二十九日午前三時警戒した何れも無事散會し二十九日朝十時半東京より

▲協調會の矢吹一夫氏來り鶴見署及會社側に就き解雇事情を調査中である矢吹氏は語る「調査の上一肌脱いで見たいと思ふ突然の解雇であるから會社でも相當生活上の保護を與へるであらうが規程以上の手當の支給する必要があると思ふ會社は未だ確答を與へず何れ協調會本部から會社に交渉するであらう」と尙ほ交渉の四で之を解雇職工に按分すれば一付職工一名三十四平均に當る當分は平穩であらうが本月六日の給料日には相當警戒を要すると（横濱

▲積立金は總計五萬六千

## 同盟罷業は
# 勞働者の權利と認めぬ
### 治安法違反に對する
### 峻烈な德永檢事の論告

廿八日午前頃盤の長い洋服姿の勞働者名古屋控訴院の刑事法廷傍聽席に押詰めた、風塵埃方集所に有罪の判決を受けた名古屋市東區白山町元愛知電機時計會社職工河村龜藏（二八）中區西日置町同職工鈴木栄三郎（二三）同區川端町元名古屋新聞記者栗山高樹（二九）同家同居元同電鐵田子介（二七）等の治安警察法違反の控訴公判は同日開かれたのであつた

係檢事は德永檢事、井氏立會は被告席には河村、栗山、鈴木、田、鈴木の順序に並び立つた、裁判長は瀧厚の口調で時年十月三日の夜會合して勞働同盟に關する會社に對する交渉條件を協議し翌四日の夜南區熱田大藤陽榮に集つた同社の多數職工を前に河村、栗山等は罷業煽動の意味を含めて說き爲し翌五日一旦出社し會社幹部に積極的會やら積立金に就き交渉を開始したが交渉の奉れられなかつたから勞働機に河村等の指揮で多數の職工等が示威運動の形式で會社を出發し鶴舞公園まで行列を練つた事實を既に認めた被告等は大體に於て就同の動機を認め苛烈な處罰をして謹み上げ小林辯護士から同會社は日本車輛其他に比し工賃低廉の事實があるから警察部から昨年中に於ける工賃比較表を取寄せて貰ひたいと申請し

德永檢事は會社經濟の狀態勞働能率其他にも會社によつて異つて居るから比較表取寄せる必要なしと反對し裁判長も必要なしとて二もなく申請を却下した

次で德永檢事の論告に移る檢事の緩辭は等內に定評あり先づ同盟罷業の產業界を破壞するの惡說を唱へ進んで勞働人を心酔せしめた後勞働爭議は勞働者の自覺に基く現時世界の大勢であつて單者によつては同盟罷業を以て實業家に對する勞働者の權利であるかの如く說く人あるも本職は權利として認め得ず且つ同盟罷業にしては其手段に公正を缺くに於ては其罪惡たるや最大である假令ば一部職工の不平を滿さんが爲に何等實業主に對し不平なる職工を煽動し職工個人の自由意思を束縛する如き其一例である水平運動の如き多數職工中には河村等の煽動の手段に恐怖し罷業の結果に巻き込まれた人々はなきや本職は爲に就き疑はざるを得ずいて河村の職工の罪惡をなつたと主張する論旨を述べ

裁判長では河村二月、栗山二月を即刻決を言ひ渡したが栗山は河村に比し減刑の理由がある、しかし本件は傳染性を有する危險なる犯罪だから從訴棄却が相當附言した因に鶴田、鈴木の罪狀は一ヶ月であつた